

資料 4-2

(4-2-1 ~ 4-2-4)

説明資料

(諮問第 512 号、諮問第 513 号関係)

- ・ べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域)
- ・ べにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域)

令和7年度 ベニズワイガニ日本海系群資源評価

- ・大臣許可水域
- ・知事許可水域



水産研究・教育機構
水産資源研究所



ベニズワイガニ（日本海系群）①

ベニズワイガニは日本海、オホーツク海、銚子以北の本州太平洋沿岸に広く生息し、本系群はこのうち日本海の本州沿岸に分布する群である。漁業の違いにより、大臣許可水域（東経134度以西の鳥取県から島根県の地先と沖合漁場）と知事許可水域（青森県から兵庫県の各県地先）に分けられる。



図1 分布域

水深400～2,700mに広く分布し、分布の中心は1,000～2,000mである。

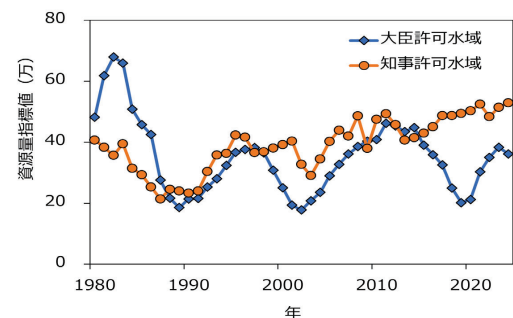


図3 資源量指標値の推移

各水域の資源量指標値として、漁獲量の大半を占めるかご漁業の単位努力量当たり漁獲量（CPUE）を標準化した値と漁場面積を乗じた値を用いた。

大臣許可水域の資源量指標値は2015年以降は大きく減少したが、2020年以降増加に転じ、2024年は36.2万であった。知事許可水域の資源量指標値は2004年以降は緩やかな増加傾向にあり、2024年は53.0万であった。

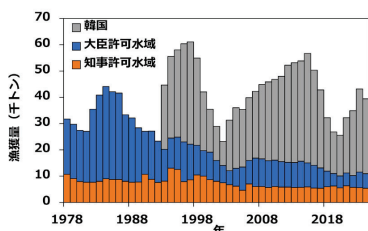


図2 漁獲量の推移

大臣許可水域では2015年以降は減少傾向が続いたが、2023年以降は増加に転じ、2024年は5,561トンであった。

知事許可水域では2007年以降6,000トン前後で推移しており、2024年は5,053トンであった。

韓国の漁獲量（1992年以前の漁獲量は不明）は2016～2020年に減少したが、その後は増加に転じ、2024年は28,456トンであった。



ベニズワイガニ（日本海系群）②

本系群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和7（2025）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。本系群は2つの海域（大臣許可水域・知事許可水域）を別に評価しているため、それぞれの海域について適用した結果を示す。

大臣許可水域

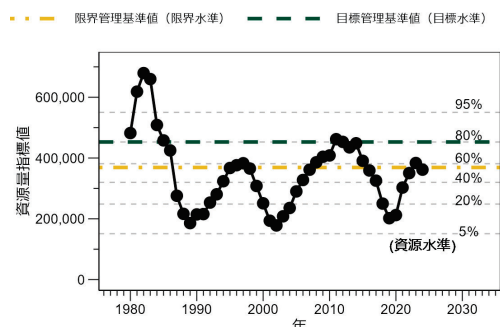


図4 資源水準および管理基準値

標準化CPUEと漁場面積の積により求めた値を資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）とする。

2024年の資源量指標値（36.2万）は53.6%水準に相当するため、限界管理基準値を下回った。

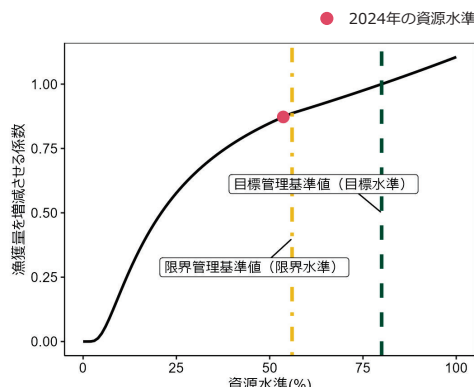


図5 漁獲管理規則

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を示す。資源水準が目標管理基準値（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2024年）の資源水準（53.6%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.87であった。



ベニズワイガニ（日本海系群）③

大臣許可水域

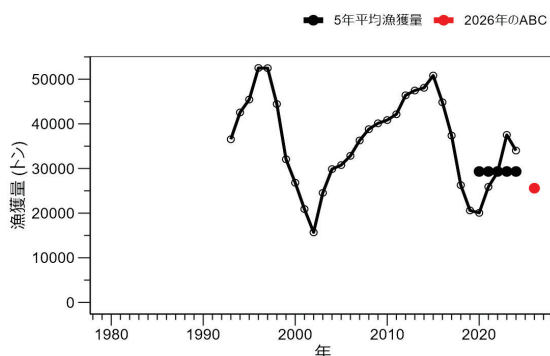


図6 漁獲量の推移と2026年のABC

直近5年間（2020～2024年）の平均漁獲量（黒丸、29,329トン）に2024年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.87）を乗じて算出される2026年のABCは25,587トン（赤丸）となった。なお、ここの平均漁獲量は日本の大臣許可水域と韓国の合計値を用いた。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値（目標水準）	80.0%	1.000	452,713
限界管理基準値（限界水準）	56.0%	0.887	368,919
現状の値（2024年）	53.6%	0.87	361,682

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値および限界管理基準値との位置関係に基づき漁獲量を増減させる。
2024年の資源水準は53.6%であり、漁獲量を増減させる係数は0.87となった。2026年のABCは25,587トンと算出された。



ベニズワイガニ (日本海系群) ④

知事許可水域

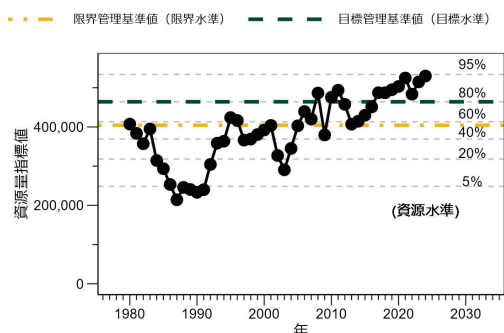


図7 資源水準および管理基準値

標準化CPUEと漁場面積の積により求めた値を資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑線）、56%水準を限界管理基準値（黄線）とする。

2024年の資源量指標値（53.0万）は94.5%水準に相当するため、目標管理基準値を上回った。

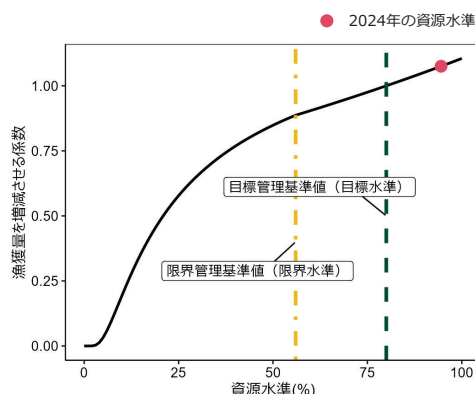


図8 漁獲管理規則

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を示す。資源水準が目標管理基準値（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2024年）の資源水準（94.5%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は1.08であった。



ベニズワイガニ (日本海系群) ⑤

知事許可水域

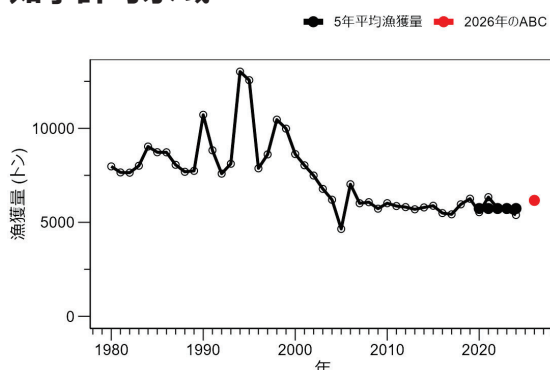


図9 漁獲量の推移と2026年のABC

直近5年間（2020～2024年）の平均漁獲量（黒丸、5,735トン：2024年は補正值）に2024年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（1.08）を乗じて算出される2026年のABCは6,167トン（赤丸）となった。なお、ABC算定に用いた直近5年間の平均漁獲量のうち、2024年の漁獲量（5,390トン）は、令和6年能登半島地震の影響を考慮し、新潟県と富山県の漁獲量に合計337トン上乗せした補正值である。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値（目標水準）	80.0%	1.000	464,131
限界管理基準値（限界水準）	56.0%	0.887	404,250
現状の値（2024年）	94.5%	1.08	529,801

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値および限界管理基準値との位置関係に基づき漁獲量を増減させる。
2024年の資源水準は94.5%であり、漁獲量を増減させる係数は1.08となった。2026年のABCは6,167トンと算出された。

「別紙 2-53 ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）」における漁獲可能量の配分の基準等の変更

1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）については、令和 7 年 9 月から資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）第 1 の 2 の (5) の ① に定めるステップ 1（漁業者による漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 30 条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階）の取組が行われている。
- (2) 令和 8 年 9 月 1 日から、資源管理基本方針第 1 の 2 の (5) の ② に定めるステップ 2（ステップ 1 の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階）に移行するにあたり、「別紙 2-53 ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）」について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

変更後	変更前
<p>(別紙2-53 ペにずわいがに日本海系群(知事許可水域)(ステップアップ管理対象資源))</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p><u>1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u></p> <p><u>2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和4年(2022年)から令和6年(2024年)までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u></p> <p><u>3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うことはしないもの、ステップ3以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u></p> <p>第7～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-53 ペにずわいがに日本海系群(知事許可水域)(ステップアップ管理対象資源))</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p><u>本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。</u></p> <p>第7～第9 (略)</p>

令和 8 管理年度（令和 8 年 9 月～令和 9 年 8 月）
 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）
 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 6 月
 水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 直近の資源水準の値（注 1）と限界管理基準値の大小を比較した結果、及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の差に基づき、漁獲量を調整する係数を算出する（漁獲シナリオ）（注 2）。
- ② 直近 5 年の漁獲実績の平均値（注 3）に①の漁獲シナリオから導かれる係数（1.08）を乗じた値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。

注 1：現在の資源評価手法では資源量の絶対値が推定できないことから、日本海べにずわいがに漁業の標準化 CPUE（Catch Per Unit Effort/単位漁獲努力量当たりの漁獲量）を代替の「指標（資源量指標値）」として使用。

注 2：現在の資源評価手法では資源量と漁獲圧力の絶対値が推定できないことから、代替の漁獲シナリオを使用。

注 3：現在の資源評価手法では資源量が予測できないことから、過去の漁獲実績の平均値を代替として使用。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 9 月～令和 9 年 8 月（ステップ 2））の TAC（案）

特定水産資源	TAC
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）	6,167 トン

※ 資源管理基本方針に基づき、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（参考 1）資源管理の目標（注：現在の資源評価手法では資源量の絶対値として設定することができないため、下記を代替として使用）

- (1) 目標管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80 パーセントに相当する資源水準の値
- (2) 限界管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 56 パーセントに相当する資源水準の値

(参考2) T A C及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R7(2025) 管理年度	R6 (2024年)	R5 (2023年)	R4 (2022年)	R3 (2021年)
T A C	6,254	-	-	-	-
漁獲実績	-	5,390	5,657	5,752	6,339

(出典：農林水産統計より水産庁作成)

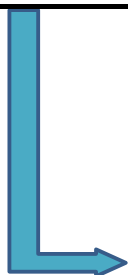
2 配分(案)

ステップ2のため、都道府県別漁獲可能量については、別紙1のとおり「試行水準」として設定する。

また、都道府県における管理を行う際の目安として、別紙2のとおり、T A Cの全量に過去3か年(令和4年から令和6年まで)の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。国の留保はゼロとする。

令和8管理年度べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）漁獲可能量（TAC）の
設定及び配分について（案）

特定水産資源	TAC（トン）
べにずわいがに日本海系群 （知事許可水域）	6,167



知事管理分	
都道府県名	数量（トン）
青森県、秋田県、山形県、新潟県、 富山県、石川県、福井県、京都府、 兵庫県	試行水準

試行目安数量の試算結果

令和8管理年度べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の試行目安数量

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
青森県	261	4.23
秋田県	1,101	17.85
山形県	486	7.88
新潟県	1,177	19.09
富山県	379	6.14
石川県	1,517	24.60
福井県	79	1.28
京都府	0	0.00
兵庫県	1,167	18.93
合計	6,167	100.00

※現時点で想定されるTACの全量に過去3か年（令和4年から令和6年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量。

令和 8 管理年度（令和 8 年 9 月～令和 9 年 8 月）
 べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）
 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 6 月
 水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 直近の資源水準の値（注 1）と限界管理基準値の大小を比較した結果、及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の差に基づき、漁獲量を調整する係数を算出する（漁獲シナリオ）（注 2）。
- ② 直近 5 年の我が国漁船及び韓国漁船の漁獲実績の平均値（注 3）に①の漁獲シナリオから導かれる係数(0.87)を乗じた値をABCとし、TACは当該値に0.33（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値を超えない量とする。

注 1：現在の資源評価手法では資源量の絶対値が推定できないことから、日本海べにずわいがに漁業の標準化 CPUE（Catch Per Unit Effort/単位漁獲努力量当たりの漁獲量）を代替の「指標（資源量指標値）」として使用。

注 2：現在の資源評価手法では資源量と漁獲圧力の絶対値が推定できないことから、代替の漁獲シナリオを使用。

注 3：現在の資源評価手法では資源量が予測できないことから、過去の漁獲実績の平均値を代替として使用。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 9 月～令和 9 年 8 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）	8,443 トン

（参考 1）資源管理の目標（注：現在の資源評価手法では資源量の絶対値として設定することができないため、下記を代替として使用）

- (1) 目標管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80 パーセントに相当する資源水準の値
- (2) 限界管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 56 パーセントに相当する資源水準の値

(参考2) T A C及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R7(2025) 管理年度	R6 (2024年)	R5 (2023年)	R4 (2022年)	R3 (2021年)
T A C	7,997	-	-	-	-
漁獲実績	-	5,561	5,939	4,460	4,840

(出典：農林水産統計より水産庁作成)

2 配分(案)

全量をべにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)日本海べにずわいがに漁業に配分する。

令和8管理年度べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）漁獲可能量（TAC）の
設定及び配分について（案）

特定水産資源	TAC（トン）
べにずわいがに日本海系群 （大臣許可水域）	8,443



大臣管理分	
大臣管理区分	数量（トン）（注）
日本海べにずわいがに漁業	8,443

注：IQにより管理